

令和3年度第2回

南国市農業委員会議事録

令和3年5月7日(金)

令和３年度２回農業委員会議事録

日 時 令和３年５月７日（金） 午後１時３０分～午後２時４０分

場 所 南国市役所 ４階 大会議室

議案（許認可）

- （１） 農地法第３条の規定による許可申請の件
- （２） 農地法第５条の規定による許可申請の件
- （３） 南国市農用地利用集積計画の件
- （４） 非農地証明願いの件

議案外（報告）

- （１） 農地法第３条の３の規定による届け出の件
- （２） 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出の件
- （３） 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件
- （４） 使用貸借の合意解約通知の件
- （５） 非農地証明願いの件

出席者（農業委員 15名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2 番 池 正人	3 番 田岡 崇	4 番 山本 桂	5 番 今井 まち
6 番 北村 一弘	10 番 武市 忠雄	11 番 末政 隆一	12 番 平田 修三
13 番 瀧田 好典	14 番 鈴木 郁馬	15 番 瀧田 章孝	17 番 松岡 清

欠席者（農業委員 4名）

7 番 西井 一成	16 番 垣内 育男	18 番 森尾 晴代	19 番 植野 永子
-----------	------------	------------	------------

出席者（農地利用最適化推進委員 16名）

1 番 西本 良平	2 番 岩原 英幸	3 番 門田 俊一	4 番 寛 和幸
5 番 金田 善充	6 番 門田 理博	7 番 利岡 邦彦	8 番 西岡 祐三
9 番 山本 修平	10 番 北原 章吾	11 番 山北 泰司	12 番 杉本 和繁
13 番 武内 俊暁	16 番 橋詰 昌明	15 番 岡田 廣志	17 番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 1名）

14 番 浜田 勉

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

5 番 今井 まち	10 番 武市 忠雄
-----------	------------

会長	第2回の定例総会を行いたいと思います。本日の欠席届が出ております。7番の西井さん。16番の垣内さん、19番の植野さん。それと推進員が門田くんが、遅れるという連絡がありまして、欠席者は浜田勉さん14番が連絡を受けてあります。本日の署名人ですが、5番の今井さん。10番の武市忠雄委員さん。お願いいたします。それと今月の現地確認ですが、5月の21日金曜日に行いたいと思います。農業委員が3番の田岡委員さんと、5番の、今井委員さんかまん？
今井委員	少々お待ちください。20、21日空いてます。
会長	ほんなら今井さんお願いいたします。推進委員では15番の岡田委員さん。
岡田推進委員	私金曜日は一切だめや。
会長	それでは17番の井上委員さん。お願いします。はい。本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件。農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件。非農地証明願いの件になっております。審議をお願いしたいと思います。議案が終わり次第、下限面積その他で行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは早速ですが議案第1号。農地法第3条権利移動許可申請について、下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により、許可してよろしいか審議を願います。令和3年5月7日、南国市農業委員会会長、武市憲雄。申請受理件数5件。申請受理面積、田2908.79㎡、畑371.00㎡、計3279.79㎡、事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号11号です。譲受人は69歳。申請地は、立田の田231㎡、売買による所有権移転です。申請地は今年3月に3条取得した田の隣地で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターを所有していますが、その他は知人から借りているとのこと。農作業歴は40年で、農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。

申請地は、以前から水稻が作られており、取得後も同様に水稻を作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。11号については以上です。

受付番号12号です。申請地は、浜改田の田4筆で計1,673.79㎡、売買による所有権移転です。譲渡人と譲受人はグループ会社ですが、この度グループ全体の収益力の向上を図ることを目的に、譲受人を持株会社とするため、譲渡人の全株を譲受人に売却しました。そのため、譲渡人は農地所有適格法人の要件を満たさなくなるため、所有している農地をすべて譲受人に売り渡すというものです。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、その要件を確認します。本日、配付しています当日配付資料で説明いたします。こちらの1ページをご覧ください。要件は4つあります。まず、1の法人形態要件ですが、譲受人は株式会社であり、要件を満たしています。次に、2の事業要件です。自ら生産した農産物の売上げとその加工・販売などが全体の売上の過半となっているため、要件を満たしています。次に、3の議決権要件です。資料のとおり、農業関係者が総議決権の過半をしめており、要件を満たしています。最後に4の役員要件です。①の役員というのは株式会社では取締役になります。その取締役の過半が農業に常時従事している構成員、つまり株主でないと要件を満たさないことになります。こちらについても資料のとおり、要件を満たしています。また、②についても重要な使用人が1人以上いるため要件を満たしています。以上のことから、譲受人は、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。要件の説明については以上です。譲受人の経営農地は、全て耕作されており、また、譲受人はトラクターなども所有しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はショウガを栽培し、地域の防除基準に従うため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。12号については以上です。

受付番号13号です。譲受人は71歳。申請地は、田村の田82㎡。売買による所有権移転で、今年3月に3条取得した田の隣で、自宅に近く耕作に便利のため取得するも

会長	のです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は15年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。13号については以上です。 受付番号14号です。譲受人は50歳。申請地は、金地の田922㎡、いここからの贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は25年です。農作業には本人と父が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は譲受人が借りており、取得後も同様にネギを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。14号については以上です。 受付番号15号です。譲受人は83歳。申請地は、亀岩の畑371㎡、贈与による所有権移転で、自宅に近く、また自作地の隣で耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上11号から15号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。 はい。それでは、事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により、許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
-----------	---

穂積主事	はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして、議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年5月7日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数2件、申請受理面積、田 849.84 m²、畑 16.24 m²、計 866.08 m²。事務局説明をお願いします。 議案第2号を説明します。議案書4ページ、受付番号5号、別紙位置図は1ページです。申請地は南国市篠原の田、5筆で計 2,484 m²の内 849.84 m²。賃借権を設定し農業用施設への転用です。賃借人は山林の経営や立木の売買などを行っている法人です。このたび、新たに賃貸人を農業専従取締役役員として迎え入れ、農業事業を新たに開始することとなり、そのための農業用施設を建築するものです。農地区分は農用地区域内の農地ですが、農業用施設用地に用途区分の変更が決定されたことで、立地基準を満たします。利用計画については、すみません、差し替えですが、当日配布資料別紙2ページをお願いします。今回の転用での敷地内の造成、整地はありません。乾燥調製施設は鉄鋼造、平屋建て。その北側に、集塵機、もみ殻タンク、精米機を設置予定です。南側の突起した農地を転用する理由は、建蔽率に基づいた建築面積を確保するための敷地面積が必要であることと、既存のビニールハウスがあり、今後は農具や資材置き場として本件の施設利用地の一部として利用するものです。進入路は隣接する北側市道から1か所、占用許可を取得し、グレーチングを設置予定です。排水については、雨水は集水桝から北側に隣接する側溝に排水予定、汚水は合併処理浄化槽で処理し、北側に隣接する道路に既存に埋設された配水管を通して道路北側の小沢川に放流予定です。排水同意については、管理者である当市建設課より得ております。周辺営農への影響については、西側農地は所有者から同意を得ており、東側と南側は貸人所有地。北側は、市道を挟み農地がありますが4m以上離れており、影響なしと判断しています。他法令については開発許可不要を確認しています。本件は以上です。次に、受付番号6号を説明します。
------	---

会長 藤田次長	議案書 4 ページ。別紙位置図は 3 ページ。申請地は南国市比江の畑 64 m²の内の 16.24 m²。所有権の移転により墓地への転用です。譲受人親族の墓地は亀岩の急斜地にあり、墓参りが困難なため申請地に移設する目的です。農地区分はいずれの要件に該当しない、その他の農地であるため立地基準を満たします。設置図面は別紙 3 ページです。失礼しました。4 ページになります。現状地番のまま整地し、五輪塔を移築して現地にある墓石をまとめ納骨堂を新築する予定です。進入路は南側の譲渡人所有地の通行承諾を得て利用します。排水は雨水のみで自然浸透です。周辺農地への影響については、南川隣接農地の同意を得ており、東側農地は譲渡し人所有地その他周辺農地はないため、影響はないものと判断しています。他法令については、環境課に墓地経営許可申請が提出されていることを説明しています。本件は以上です。以上で、議案第 2 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。 事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定により意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第 3 号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この計画で差し支えないか協議を願います。令和 3 年 5 月 7 日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、事務局説明をお願いします。先に、受付番号 70 号、議事参与の規定により、池委員さん退席をお願いします。 (池委員 退室) はい。事務局。 議案第 3 号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。11 ページの 70 号です。借人は 57 歳。申請地は、久枝の田で、5 年の賃借権を設定して
-----------------------	--

会長	水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしくお願ひいたします。 事務局より説明がございました。これについてご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (池委員 入室) 次に受付番号80号、同じく武市忠雄委員さん。 (武市忠雄委員 退室) はい、事務局。
藤田次長	はい。15ページの80号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は、大桶の田で、5年の使用貸借権を設定して水稻を作るといふものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしくお願ひいたします。
会長	事務局より説明がございました。これについてご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (武市忠雄委員 入室) はい、それでは残りの議案の説明をお願いします。
藤田次長	ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。52号です。資料は3ページです。申請地は大桶の田で、10年の賃借権を設定するものです。賃料は、

10a あたり 11,000 円を口座振込するというものです。53号です。申請地は、大桶と片山の田で、10年の賃借権を設定するものです。賃料は、10a あたり 11,000 円を口座振込するというものです。

54号です。申請地は、大桶と田村の田で、10年の賃借権を設定するものです。賃料は、10a あたり 11,000 円を口座振込するというものです。

55号です。資料は4ページです。申請地は、物部の田畑で、10年の賃借権を設定するものです。賃料は総額 50,000 円を口座振込するというものです。

56号です。資料は5ページです。申請地は、立田の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、一筆 5,000 円を口座振込するというものです。

57号です。資料は6ページです。申請地は、立田の田で、5年の使用賃借権を設定するというものです。

58号です。申請地は、下野田の田で、5年の使用賃借権を設定するというものです。

59号です。申請地は、下野田の田で、5年の使用賃借権を設定するというものです。

60号です。資料は7ページです。申請地は、陣山の田で、5年の使用賃借権を設定するというものです。

61号です。資料は8ページです。申請地は、陣山の田で、15年の使用賃借権を設定するというものです。

62号です。資料は9ページです。申請地は、国分の田で、5年の使用賃借権を更新するというものです。

63号です。申請地は、国分の田で、5年の使用賃借権を更新するというものです。

64号です。資料は10ページです。申請地は、稻生の田で、5年の使用賃借権を更新するというものです。以上が農地中間管理事業です。

次に10ページの65号です。申請地は、植田の田で、農地の一部を開発して農業用施設用地として利用するというものです。借人は41歳で、シシトウ栽培のため昨年11月に筆全体の 3,797 m²に30年の利用権設定をしてハウスを建築していました。この

	度、ハウスが完成し、借入している 3,797 m²のうち 279 m²については、農地から駐車場や作業場などに利用するため、その部分については利用権を解約して新たに利用権設定をするというものです。利用権の設定期間については、ハウスの終期とあわせるため 29 年 6 か月となっており、また賃料についてもハウス部分と同じ賃料で 10 a あたり 80,000 円を現金で支払うというものです。農業用施設用地については、開発を伴う利用権設定のため、転用許可基準に沿った審議が必要になりますので、土地の利用計画等については担当から説明します。
穂積主事	それでは説明させていただきます。まず、施設用地の利用方法については、当日配布資料 11 ページです。敷地内は現状地番のまま整地のみで、農作業場と駐車場として利用します。その他配置は図の通りです。位置図は 12 ページとなっております。転用の許可基準を満たす必要があるため、これについて説明します。転用の確実性については申請主の資力を確認、適正面積であるかは利用計画図で判断をお願いします。周辺営農への影響については、日照通風に問題なしと現地確認で判断。排水計画については、雨水は原則自然浸透させ、オーバーフローは申請地内北側にある水路に放流します。また、トイレは簡易汲み取りで行うため、周辺農地への流入がないと思われます。その他周辺農地に対しては、被害防除計画が提出されており、13 ページに載せています。現地確認では妥当と判断しておりますが、ご一読の上、審議をお願いします。以上です。
藤田次長	65 号は以上です。66 号から 69 号までは借人が同じため、まとめて説明します。借人は 61 歳。申請地は、前浜、浜改田、片山の田で、5 年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり米 60 kg を物納するものです。 71 号です。借人は 56 歳。申請地は、里改田の田で、3 年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を現金で支払うというものです。 72 号です。借人は農地所有適格法人で、申請地は、上末松の田、10 年の賃借権を更新して、ニラを作るというものです。賃料は、2 筆で 50,000 円を現金で支払うとい

会長	うものです。 73号です。借人は49歳。申請地は岡豊町笠ノ川の田で、5年の賃借権を更新して、ニラ・ブロッコリーを作るというものです。賃料は、2筆で24,000円を現金で支払うというものです。 74号です。借人は68歳。申請地は、前浜と片山の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり15,000円を口座振込するというものです。 75号から78号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は56歳。申請地は、下野田と大堀の田で、3年と5年の賃借権をそれぞれ更新して、水稻を作るというものです。賃料は、77号のみ10aあたり米30kgを、それ以外は10aあたり米45kgを物納で支払うというものです。 79号です。借人は50歳。申請地は、廿枝の田で、3年の賃借権を更新して野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり9,000円を口座振込するというものです。 81号と82号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は70歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の田畑で、5年の使用賃借権を設定して、野菜と果樹を作るというものです。以上、52号から82号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。 事務局より説明がございました。ご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。議案第4号に入ります。非農地証明願いを下記の通り受理し現地調査を実施した結果、定例総会の審議が必要と判断しましたので、南国市非農地証明事務取扱要領第5条第2項の規定により審議を願います。なお、当日の現地確認をした高芝委員。池委員、西本委員さんにはまたご意見をお伺いしたいと
-----------	---

穂積主事	思います。事務局説明をお願いされます。 議案第 4 号を説明します。本件は、非農地証明願の提出があり、現地調査の結果、総会審議を要すると判断したため上程するものです。当日配布資料 1 4 から 1 5 ページに非農地証明事務取扱要領を載せておりますので、これをもとに非農地相当かどうかのご審議を願います。それでは申請情報の説明に移ります。議案書 1 6 ページ、受付番号 9 号、別紙位置図は当日配布資料 1 6 ページです。申請地は南国市岡豊町の田、205 m²。申請理由によると、申請地の隣地●●を土木業者に貸しており、その拡張のため申請地の非農地証明を取得したいとのことで、非農地化した時期の正確な情報、それを裏付ける資料の提出はされていません。現地調査の写真は 17 から 19 ページです。申請地は平成 15 年、農地法第 3 条許可を受け、母からの贈与により所有者が取得しています。その数年後に、敷地内の一部に農業用倉庫が建築されていますが、その他部分については、果樹が植えられており、ここ最近まで手入れがされているとの意見が担当委員よりありました。以上が結果となります。申請地一筆を非農地証明相当と判断してよいか審議を願います。
会長	はい。事務局より説明がございましたが、現地確認で高芝副会長、池委員。西本委員さんにそれぞれご意見もお聞きしたいと思いますので、副会長。
高芝副会長	この資料の、17 ページ、この奥の部分に果樹が植えられて荒れてはない。草刈って、今の現状でも草は刈っていますので、現地調査の結果、これを非農地として誰に貸すんやと。目的があって申請されたものであって、ほんでそれなら、現地確認の委員の中で協議した結果、非農用地証明より転用でやった方がましじゃないかということで、保留みたいな恰好でやってます。そのカーポートみたいな奥が果樹が植えられ非農地としては、認められない。今回、委員会の総会で全員へ説明して、どうしたらいいかを協議していただきたい。
会長	はい。池委員さん。
池委員	半分は果樹が植えられている状態やき。高芝委員もおっしゃってましたけれども、要

	は全然今までね、何年も手入れせずに置いておったというふうな感じではなくてですね。秋口ぐらいから草刈ってないぐらいの程度で、果樹も植わってましたけどそれも割と綺麗に、剪定なんかもされてますし。手入れは十分今まで、年に1回や2回ぐらいは手入れしよったように見受けられましたので、何らかの目的があって、そういうふうなことにするのであれば、ちゃんと転用の許可を、取ってもらったらいいいじゃないかということですね。
会長	西本委員さん。
西本推進委員	副会長なり池委員なりお二人からお話あった通りでございますが、今言われた通り、写真で一目瞭然なのはこの申請が出ちゅうところを県道側から見たのが57ページでありまして、もう一つ前から見ても、果樹植わっててやっぱりきれいだなと。近いころまで管理がされておってやられたということと、それから事務取扱要領にありますように、10年以上経過もしてない、ということから、そういった判断が適切であろう。いうことになりました。一応、現地確認の中では感じたことです。
会長	はい。それでは、地元の委員さん。今までの現状、3人が、報告がありましたけど、どうでしょうかね。
濱田好典委員	どうか言われても現地見てないんで無理や。見てないから分かん。日ごろからこれが農地だよというふうに見てなかったき。宅地に転用しちゅうと思って見ゆうきよ。
会長	そうかそうか。ありがとうございます。三人からも報告がありましたが、この件について、どうしましょうね。
濱田好典委員	転用でやってもろうたら。
高芝副会長	いや、事務局からは転用してくれ言うたわな。転用せんと。
濱田好典委員	これは農地を農地として使うてないわね。
穂積主事	転用はしないっていうわけではなくて今回非農地でやりたいということで、検討されておりまして、今回の審議の結果を書面でいただきたいというようなお話もありましたので、このような形で、挙げさせてもらっております。

池委員	皆さん言う通りよね。手入れもしゅうしよそりゃ無理やろうとよ。
高芝副会長	今のまんまでは非農地の証明はできんと。どうしてもというなら転用を出してもろうてやってもろうたら。
会長	これは、文書化して、出さんといかんろ。今日の結果を報告して。ほな今日の結果は、非農地証明が出せないと、いうことで構いませんか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	はい。そのように取扱いをいたします。
弘田局長	そしたら非農地証明を出さない理由として、この 3 月にできました南国市非農地証明事務取扱要領、新しい分です。それの中の、第 2 条の (3) のウ、10 年以上にわたり耕作放棄されたため自然改廃、というところに当たらないということで、その理由をつけて、非農地証明相当ではないということで、お出しするということにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
会長	はい。そのようにお願いいたします。次に議案第 5 号。競売による売却する農地権利所得として買受適格証明願を受理しましたので申請人を買受適格者として承認してよろしいか審議を願います。令和 3 年 5 月 7 日、南国市農業委員会会長武市憲雄。事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第 5 号について説明いたします。昨日、競売に参加したいと買受適格証明願が提出されましたので、当日提案をさせていただきます。議案書は、本日、配付しております当日提案議案第 5 号買受適格証明願について、と書かれた 2 枚のものになります。また、当日配付資料の 20 ページも併せてご覧ください。買受適格証明について説明します。競売の物件が農地であり、その農地が耕作目的で競売により売却される場合は農地法第 3 条の許可が必要になります。そこで、この許可要件を満たす者を買受適格者として、証明書を有する者のみを競売に参加させるというものです。 本案件について説明します。議案書の 2 枚目をご覧ください。申請人は 66 歳。競売により権利を取得しようとする農地は、里改田の田 1,038 m²、場所については、当日配

会長	付資料の20ページでご確認ください。申請人の経営面積は、11,827.2 m²で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクター等を保有しており、農作業歴は36年です。農作業には、本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから下限面積要件を満たしています。取得後はタバコを作るということなので、周辺の農地への影響はないということです。以上、申請人を買受適格者として承認してよろしいか審議をお願いいたします。 事務局より説明がございました。ご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了しました。その他の件につきまして下限面積について報告いたします。 その他事項 ○下限面積について (午後2時40分閉会)
-----------	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

会 長

平成 4 年 1 月 7 日
武市 嘉雄

議事録署名委員

今井 孝

議事録署名委員

武市 忠雄